

欧州評議会・性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する条約

(2007年)

平野裕二仮訳

目次

前文	2
第1章－目的、差別の禁止の原則および定義	3
第1条－目的	3
第2条－差別の禁止の原則	3
第3条－定義	3
第2章－予防措置	4
第4条－原則	4
第5条－子どもに接して働く者の採用、訓練および意識啓発	4
第6条－子どもの教育	4
第7条－予防的介入のプログラムまたは措置	4
第8条－一般公衆を対象とする措置	4
第9条－子ども、民間部門、メディアおよび市民社会の参加	4
第3章－専門の公的機関および調整機関	5
第10条－調整および連携のための国内措置	5
第4章－被害者に対する保護措置および援助	5
第11条－原則	5
第12条－性的搾取または性的虐待の疑いの通報	5
第13条－ヘルプライン	5
第14条－被害者への援助	6
第5章－介入のプログラムまたは措置	6
第15条－一般的原則	6
第16条－介入のプログラムおよび措置を受ける者	6
第17条－情報および同意	7
第6章－刑事実体法	7
第18条－性的虐待	7
第19条－児童買春に関わる犯罪	7
第20条－児童ポルノに関わる犯罪	7
第21条－ポルノ的パフォーマンスへの子どもの参加に関わる犯罪	8
第22条－子どもを墮落させる犯罪	8
第23条－性的目的での子どもの勧誘	8
第24条－幫助または教唆および未遂	8
第25条－裁判権	8
第26条－法人の責任	9
第27条－制裁および措置	10
第28条－加重事由	10
第29条－過去の有罪判決	10
第7章－捜査、訴追および手続法	11
第30条－原則	11
第31条－一般的保護措置	11
第32条－手続の開始	12

第 33 条—時効.....	12
第 34 条—捜査.....	12
第 35 条—子どもの事情聴取.....	12
第 36 条—刑事裁判手続.....	13
第 8 章—データの記録および保管.....	13
第 37 条—有罪判決を受けた性犯罪者に関する国内データの記録および保存.....	13
第 9 章—国際協力.....	13
第 38 条—国際協力のための一般的原則および措置.....	13
第 10 章—監視機構.....	14
第 39 条—締約国委員会.....	14
第 40 条—その他の代表.....	14
第 41 条—締約国委員会の職務.....	14
第 11 章—他の国際文書との関係.....	14
第 42 条—国際連合の子どもの権利に関する条約ならびに子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する同条約の選択議定書との関係.....	15
第 43 条—その他の国際文書との関係.....	15
第 12 章—条約改正.....	15
第 44 条—改正.....	15
第 13 章—最終条項.....	15
第 45 条—署名および発効.....	15
第 46 条—条約への加入.....	16
第 47 条—領域的適用.....	16
第 48 条—留保.....	16
第 49 条—廃棄.....	16
第 50 条—通告.....	16

前文

欧州評議会の加盟国およびこの条約の他の加盟国は、
 欧州評議会の目的が、加盟国間におけるさらなる統一を達成することであることを考慮し、
 すべての子どもが、その未成年者としての地位によってその家族、社会および国に対して要求されている保護措置に対する権利を有していることを考慮し、
 子どもの性的搾取、とくに児童ポルノおよび児童買春、ならびにあらゆる形態の子どもの性的虐待（海外で行なわれる行為を含む）が子どもの健康および心理社会的発達にとってきわめて有害であることを認め、
 子どもの性的搾取および性的虐待が、とくに子どもおよび加害者の双方が情報通信技術（ICT）をますます利用するようになっていることと関わって国内的にも国際的にも憂慮すべき割合に達してきており、かつ、このような子どもの性的搾取および性的虐待を防止しかつこれと闘うためには国際協力が必要であることを認め、
 子どものウェルビーイングおよび最善の利益はすべての加盟国が共有する根本的価値であり、かついかなる差別もなく促進されなければならないことを考慮し、
 第 3 回欧州評議会国家元首政府首班サミット（ワルシャワ、2005 年 5 月 16～17 日）で採択された行動計画が、子どもの性的搾取に終止符を打つための措置の策定を求めていることを想起し、
 とくに、子どもおよび若年成人の性的搾取、ポルノおよび買春ならびに人身取引に関する閣僚委員会勧告 R(91)11 号、性的搾取からの子どもの保護に関する勧告 Rec(2001)16、ならびに、サイバー犯罪に関する条約（ETS No.185）（とくにその第 9 条）および人身取引と闘う行動に関する欧州評議会条約（CETS No.197）を想起し、

人権及び基本的自由の保護に関する条約（1950年、ETS No.5）、改正欧州社会憲章（1996年、ETS No.163）および子どもの権利の行使に関する欧州条約（1996年、ETS No.160）に留意し、

また、子どもの権利に関する国際連合条約（とくにその第34条）、子どもの売買、児童ポルノおよび児童買春に関する選択議定書、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、とくに女性および子どもの取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書、および、最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約にも留意し、

子どもの性的搾取および児童ポルノとの闘いに関する欧州連合理事会枠組決定（2004/68/JHA）、刑事手続における被害者の地位に関する欧州連合理事会枠組決定（2001/220/JHA）、および、人身取引との闘いに関する欧州連合理事会枠組決定（2002/629/JHA）に留意し、

この分野における他の関連の国際的文書およびプログラム、とくに第1回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議（1996年8月27～31日）で採択されたストックホルム宣言および行動のための課題、第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議（2001年12月17～20日）で採択された横浜グローバル・コミットメント、第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議準備会議（2001年11月20～21日）で採択されたブダペスト・コミットメントおよび行動計画、国際連合総会決議 S-27/2「子どもにふさわしい世界」、ならびに、第3回サミットで採択されかつモナコ会議（2006年4月4～5日）で正式に開始された3か年計画「子どものための、かつ子どもとともに進めるヨーロッパの構築」を正当に考慮し、

加害者が何者であれ性的搾取および性的虐待から子どもを保護し、かつ被害者に援助を提供するという共通の目標に効果的に寄与することを決意し、

あらゆる形態の子どもの性的搾取および性的虐待との闘いの予防的、保護的および刑事法的側面に焦点を当て、かつ具体的な監視機構を設ける、包括的な国際文書を作成する必要があることを考慮し、

次のとおり協定した。

第1章—目的、差別の禁止の原則および定義

第1条—目的

1. この条約の目的は、次の通りである。
 - a. 子どもの性的搾取および性的虐待を防止し、かつこれと闘うこと。
 - b. 性的搾取および性的虐待の被害を受けた子どもの権利を保護すること。
 - c. 子どもの性的搾取および性的虐待に対抗する国内のおよび国際的協力を促進すること。
2. この条約は、締約国によるその規定の効果的実施を確保するため、特定の監視機構を設置する。

第2条—差別の禁止の原則

締約国によるこの条約の規定の実施、とくに被害者の権利を保護するための措置の享受は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的もしくは社会的出身、国民的マイノリティとのつながり、財産、出生、性的指向、健康状態、障害またはその他の地位等のいかなる事由による差別もなく、確保される。

第3条—定義

この条約の適用上、

- a. 「子ども」とは、18歳未満のすべての者をいう。
- b. 「子どもの性的搾取および性的虐待」には、この条約の第18条から第23条までにおいて掲げられている行動を含む。

- c. 「被害者」とは、性的搾取または性的虐待の対象とされたすべての子どもをいう。

第2章—予防措置

第4条—原則

各締約国は、あらゆる形態の子どもの性的搾取および性的虐待を防止しかつ子どもを保護するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第5条—子どもに接して働く者の採用、訓練および意識啓発

1. 各締約国は、教育、保健、社会的保護、司法および法執行の部門ならびにスポーツ、文化および余暇活動に関わる分野において子どもに日常的に接する者の間で子どもの保護および権利に関する意識啓発を図るため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 各締約国は、1に掲げられた者が、子どもの性的搾取および性的虐待、それを特定する手段ならびに第12条第1項で述べられている可能性について十分な知識を有することを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 各締約国は、職務遂行が子どもとの日常的接触を意味する職に就くための条件において、これらの職に就こうとする者が子どもの性的搾取または性的虐待の行為について有罪判決を受けたことがないことが確保されるようにするため、その国内法に一致する方法で、必要な立法上その他の措置をとる。

第6条—子どもの教育

各締約国は、初等中等教育期間中の子どもが、性的搾取および性的虐待の危険性ならびに自衛手段に関する、その発達しつつある能力に適合する情報を受け取ることが確保するために、必要な立法上その他の措置をとる。適当な場合には親と連携しながら提供されるこの情報は、セクシュアリティに関する情報のより一般的な文脈の中で与えられるものとし、かつ、リスクの高い状況、とくに新しい情報通信技術の利用をとまなう状況に特段の注意を払う。

第7条—予防的介入のプログラムまたは措置

各締約国は、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪を行なってしまうのではないかと恐れる者が、適当な場合に、犯罪実行の危険性を評価しかつ予防するための効果的な介入プログラムまたは介入措置にアクセスできることを確保する。

第8条—一般公衆を対象とする措置

1. 各締約国は、子どもの性的搾取および性的虐待の現象ならびにとりうる予防措置についての情報を提供する、一般公衆向けの意識啓発キャンペーンを促進しまたは実施する。
2. 各締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪を広告する資料の配布を防止しまたは禁止するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第9条—子ども、民間部門、メディアおよび市民社会の参加

1. 各締約国は、子どもの性的搾取および性的虐待との闘いに関する国の政策、プログラムその他の取り組みの策定および実施に、子どもがその発達しつつある能力にしたがって参加することを奨励する。
2. 各締約国は、民間部門（とくに情報通信技術部門、観光旅行産業部門および銀行金融部門）ならびに市民社会に対し、子どもの性的搾取および性的虐待を防止するための政策の立案および実施に参加し、かつ自主規制または共同規制を通じて内部規範を実施するよう奨励する。
3. 各締約国は、メディアの独立および報道の自由を正当に尊重しながら、メディアに対

し、子どもの性的搾取および性的虐待のあらゆる側面に関する適切な情報を提供するように奨励する。

4. 各締約国は、適当な場合には基金を創設することも含め、性的搾取および性的虐待を防止しかつ子どもをこれらの行為から保護することを目的として市民社会が実施するプロジェクトおよびプログラムに資金が提供されることを奨励する。

第3章－専門の公的機関および調整機関

第10条－調整および連携のための国内措置

1. 各締約国は、子どもの性的搾取および性的虐待からの保護、その防止およびこれとの闘いを担当する諸機関、とくに教育部門、保健部門、社会サービス機関ならびに法執行機関および司法機関との間で国レベルまたは地方レベルでの調整が行なわれることを確保するため、必要な措置をとる。
2. 各締約国は、次の機関を設置しまたは指定するために必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 子どもの権利を促進しおよび保護するための、独立した、権限ある国または地方の機関。その際、これらの機関に対して具体的資源および責任が与えられることを確保するものとする。
 - b. 子どもの性的搾取および性的虐待の現象を観察しおよび評価することを目的として国または地方のレベルに設けられ、かつ市民社会と連携して活動する、データ収集機構または担当部署。その際、個人情報保護に関わる要件を正当に尊重するものとする。
3. 各締約国は、子どもの性的搾取および性的虐待の防止およびこれとの闘いを改善するため、権限ある国の機関、市民社会および民間部門間の協力を奨励する。

第4章－被害者に対する保護措置および援助

第11条－原則

1. 各締約国は、被害者、その近親者およびこれらの者のケアに責任を負ういかなる者に対しても必要な支援を提供するために、効果的な社会プログラムを確立しかつ分野横断型の体制を設置する。
2. 各締約国は、被害者の年齢が確定されておらず、かつ被害者が子どもであると考えられる理由があるときは、被害者の年齢の確認を待たず、子どもに対して提供される保護および援助の措置が当該被害者に与えられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第12条－性的搾取または性的虐待の疑いの通報

1. 各締約国は、子どもに接して活動することが求められる一定の専門家に対して国内法で課されている守秘義務の規則により、これらの専門家が、子どもが性的搾取または性的虐待の被害者であると考えられる合理的理由があるいかなる状況についても子どもの保護に責任を負う機関に通報する可能性が妨げられないことを、確保する。
2. 各締約国は、子どもの性的搾取または性的虐待が行なわれていることを知っているまたはそのように善意で考えるいかなる者に対しても当該事実を権限ある機関に通報するように奨励するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第13条－ヘルプライン

各締約国は、電話またはインターネットによるヘルプラインのような、相談者に対し、たと

え秘密裡にであってもまたは相談者の匿名性を正当に顧慮しながら助言を提供する情報サービスの設置を奨励しおよび支援するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 14 条—被害者への援助

1. 各締約国は、身体的および心理社会的回復の面で被害者を短期的および長期的に援助するため、必要な立法上その他の措置をとる。この項にしたがってとられる措置においては、子どもの意見、ニーズおよび関心事が正当に考慮される。
2. 各締約国は、国内法で定められた条件のもと、被害者への援助に携わっている非政府組織、その他の関連の団体またはその他の市民社会関係者と協力するための措置をとる。
3. 親または子どもを養育する者がその子どもの性的搾取または性的虐待に関与しているときは、第 11 条第 1 項を適用してとられる介入手続において以下の可能性も考慮する。
 - a. 加害者とされる者を退去させること。
 - b. 被害者をその家族環境から分離すること。当該分離の条件および期間は、子どもの最善の利益にしたがって決定されるものとする。
4. 各締約国は、被害者に近い者が、適当な場合には治療的援助、とくに緊急心理ケアから利益を受けられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 5 章—介入のプログラムまたは措置

第 15 条—一般的原則

1. 各締約国は、子どもに対する性的性質の再犯を予防しかつそのおそれを最小限に留める目的で、国内法にしたがい、第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げられた者を対象とする効果的な介入のプログラムまたは措置を確保しまたは促進する。当該プログラムまたは措置には、国内法に掲げられた条件にしたがい、手続中のいずれの時点でも、刑務所内外でアクセスできるものとする。
2. 各締約国は、国内法にしたがい、権限ある公的機関（とくに保健ケア・サービス機関および社会サービス機関）ならびに司法機関、および、第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げられた者の事後対応に責任を負うその他の機関との間のパートナーシップその他の形態の協力の発展を確保しまたは促進する。
3. 各締約国は、適切なプログラムまたは措置を発見する目的で、国内法にしたがい、第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げられた者がこの条約にしたがって定められた犯罪をふたたび行なう危険性およびこの点について考えられるリスクの評価を行なえるようにする。
4. 各締約国は、国内法にしたがい、実施されたプログラムおよび措置の有効性の評価を行なえるようにする。

第 16 条—介入のプログラムおよび措置を受ける者

1. 各締約国は、国内法にしたがい、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪を理由として刑事手続の対象とされた者が、被告人の権利および公正かつ公平な裁判の要件を害しまたはこれらに反することのない条件のもとで、かつ、とくに無罪推定の原則に関わる規則を正当に尊重されながら、第 15 条第 1 項に掲げられたプログラムまたは措置にアクセスできることを確保する。
2. 各締約国は、国内法にしたがい、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪を理由として有罪判決を受けた者が、第 15 条第 1 項に掲げられたプログラムまたは措置にアクセスできることを確保する。
3. 各締約国は、子どもの性的行動の問題に対処する目的で、国内法にしたがい、性犯罪を行なった子ども（刑事責任年齢に達していない子どもを含む）の発達上のニーズに応じる形で介入のプログラムまたは措置が開発されまたは修正されることを確保する。

第 17 条—情報および同意

1. 各締約国は、国内法にしたがい、第 16 条に掲げられた者であって介入のプログラムまたは措置の提案を受けた者が、当該提案の理由について十分に情報を提供され、かつ、事情を十分に承知したうえでプログラムまたは措置に同意することを確保する。
2. 各締約国は、国内法にしたがい、介入のプログラムまたは措置の提案を受けた者が当該提案を拒否できること、および、有罪判決を受けた者の場合には拒否がどのような結果につながりうるかについて知らされることを確保する。

第 6 章—刑事実体法

第 18 条—性的虐待

1. 各締約国は、故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 国内法の関連規定にしたがって性的活動に関する法定年齢に達していない子どもと性的活動を行なうこと。
 - b. 次のいずれかの場合に子どもと性的活動を行なうこと。
 - 威迫、有形力または脅迫が用いられるとき。
 - 子どもとの信頼関係、子どもに対する権威または影響力を有すると認められている立場（家庭内におけるものを含む）が濫用されるとき。
 - とくに精神的もしくは身体的障害または依存の状況を理由として子どもが置かれている特別に脆弱な状況が悪用されるとき。
2. 1 の規定の適用上、各締約国は、当該年齢に達していない子どもと性的活動を行なうことが禁じられる年齢を決定する。
3. 1 a の規定は、未成年者同士の同意に基づく性的活動の規制を意図したものではない。

第 19 条—児童買春に関わる犯罪

1. 各締約国は、権限なしに故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 売春目的で子どもを募集し、または子どもを売春に参加せしめること。
 - b. 子どもを威迫して売春させること、または当該目的で子どもから利益を得ることもしくはその他の形態により子どもを搾取すること。
 - c. 児童買春を利用すること。
2. この条の適用上、「児童買春」とは、金銭その他のいずれかの形態の報酬または対価が与えられまたはその供与が約束された状況で、子どもを性的活動のために用いることをいう。このような供与、約束または対価の提供が子どもまたは第三者に対して行なわれるかどうかは問わない。

第 20 条—児童ポルノに関わる犯罪

1. 各締約国は、権限なしに故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 児童ポルノを製造すること。
 - b. 児童ポルノの提供を申し出、またはその利用を可能にすること。
 - c. 児童ポルノを頒布しまたは送信すること。
 - d. 自己または他人のために児童ポルノを取得すること。
 - e. 児童ポルノを所持すること。
 - f. 情報通信技術を通じ、情を知って児童ポルノにアクセスすること。

2. この条の適用上、「児童ポルノ」とは、現実のもしくは擬似のあからさまな性的活動に従事する子どもを視覚的に描写したあらゆる資料または子どもの性器を主として性的目的で描写したあらゆる表現をいう。
3. 各締約国は、1 a および e の規定の全部または一部を、次のポルノ的資料の製造および所持について適用しない権利を留保することができる。
 - 当該ポルノ的資料が、実際には存在しない子どもの擬似描写または写実的画像のみによって構成されているとき。
 - 関与する子どもたちが第 18 条第 2 項を適用して定められた年齢に達しており、かつ、当該画像がその同意を得ておよび自分たち自身の私的利用のみを目的として製造および所持されるとき。
4. 各締約国は、1 f の規定の全部または一部を適用しない権利を留保することができる。

第 21 条—ポルノ的パフォーマンスへの子どもの参加に関わる犯罪

1. 各締約国は、権限なしに故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 子どもを募集してポルノ的パフォーマンスに参加させ、または子どもをそのようなパフォーマンスに参加せしめること。
 - b. 子どもを威迫してポルノ的パフォーマンスに参加させること、または当該目的で子どもから利益を得ることもしくはその他の形態により子どもを搾取すること。
 - c. 子どもが参加するポルノ的パフォーマンスの場に情を知って出席すること。
2. 各締約国は、1 c の規定を、子どもが 1 a または b に一致する形で募集されまたは威迫された場合に限り適用する権利を留保することができる。

第 22 条—子どもを墮落させる犯罪

各締約国は、第 18 条第 2 項を適用して定められた年齢に達していない子どもに故意にかつ性的目的で性的虐待または性的活動を目撃させることを、たとえ参加を強要しない場合でも犯罪とするため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 23 条—性的目的での子どもの勧誘

各締約国は、成人が、第 18 条第 2 項を適用して定められた年齢に達していない子どもに対し、情報通信技術を通じ、第 18 条第 1 項または第 20 条第 1 項 a にしたがって定められたいずれかの犯罪をその子どもに対して行なう目的で会うことを故意に提案することを、このような提案後に実際に会うことにつながる実体的行為が行なわれたときは犯罪とするため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 24 条—幫助または教唆および未遂

1. 各締約国は、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪の遂行を幫助または教唆することを、当該幫助または教唆が故意に行なわれたときは犯罪とするため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 各締約国は、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪の未遂が故意に行なわれたときはこれを犯罪とするため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 各締約国は、2 の規定の全部または一部を、第 20 条第 1 項 b、d、e および f、第 21 条第 1 項 c、第 22 条ならびに第 23 条にしたがって定められた犯罪に適用しない権利を留保することができる。

第 25 条—裁判権

1. 各締約国は、次のいずれかの場合において、この条約にしたがって定められたいかなる犯罪についても裁判権を設定するため、必要な立法上その他の措置をとる。

- a. 当該犯罪が自国の領域内で行なわれるとき。
 - b. 当該犯罪が自国を旗国とする船舶内で行なわれるとき。
 - c. 当該犯罪が自国の法令に基づいて登録された航空機内で行なわれるとき。
 - d. 当該犯罪が自国の国民のいずれかによって行なわれるとき。
 - e. 当該犯罪が自国の領域内に常居所を有する者によって行なわれるとき。
2. 各締約国は、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪が自国の国民のいずれかまたは自国の領域内に常居所を有する者に対して行なわれる場合に当該犯罪について裁判権を設定するため、必要な立法上その他の措置をとるよう努める。
 3. 各締約国は、署名時または批准書、受託書、承認諸もしくは加入書の寄託時に、欧州評議会事務総長に宛てた宣言により、この条の1 eに掲げられた裁判権に関する規則を適用しない権利または特定の場合もしくは条件においてのみ適用する権利を留保する旨、宣言することができる。
 4. この条約の第18条、第19条、第20条第1項 a ならびに第21条第1項 a および b にしたがって定められた犯罪の訴追のため、各締約国は、1 d に関わる自国の裁判権が、当該行為がその遂行地において犯罪とされていなければならないという条件に服させられないことを確保するために、必要な立法上その他の措置をとる。
 5. 各締約国は、署名時または批准書、受託書、承認諸もしくは加入書の寄託時に、欧州評議会事務総長に宛てた宣言により、第18条第1項 b 第2インデントおよび第3インデントにしたがって定められた犯罪に関わるこの条の4の規定の適用を、自国民が自国の領域内にその常居所を有している場合に限定する権利を留保する旨、宣言することができる。
 6. この条約の第18条、第19条、第20条第1項 a および第21条にしたがって定められた犯罪の訴追のため、各締約国は、1 d および e に関わる自国の裁判権が、被害者からの申告または犯罪実行地である国からの告発がなければ訴追を開始することができないという条件に服させられないことを確保するために、必要な立法上その他の措置をとる。
 7. 各締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ容疑者の国籍のみを理由として他の締約国に当該容疑者の引渡しを行わない場合においてこの条約にしたがって定められた犯罪についての裁判権を設定するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 8. この条約にしたがって定められた犯罪が行なわれたとされる場合において、二以上の締約国が当該犯罪についての裁判権を主張するときは、関係締約国は、適当な場合には、訴追のためにもっとも適した裁判管轄国を決定するため協議を行なう。
 9. この条約は、国際法の一般規則を損なわないかぎりにおいて、締約国がその国内法にしたがって行使するいかなる刑事裁判権も排除するものではない。

第26条－法人の責任

1. 各締約国は、個人としてまたは法人の機関の一部として行動するいずれかの自然人であって当該法人内部で指導的地位にある者が、次のいずれかの権限に基づき、かつ当該法人の利益のためにこの条約にしたがって定められた犯罪を行なう場合に、当該犯罪に関する責任を当該法人に負わせ得ることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 法人の代表権。
 - b. 法人のために決定を行なう権限。
 - c. 法人内部で管理を行なう権限。
2. すでに1で規定されている場合とは別に、各締約国は、1に掲げられた自然人による監督または管理の欠如により、法人の権限に基づき活動する自然人が当該法人の利益のためにこの条約にしたがって定められた犯罪を行なうことが可能になる場合に、当該犯罪に関する責任を当該法人に負わせ得ることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 法人の責任は、締約国の法的原則にしたがって、刑事上、民事上または行政上のものとするすることができる。

4. 法人の責任は、犯罪を行なった自然人の刑事上の責任に影響を及ぼすものではない。

第 27 条—制裁および措置

1. 各締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪が、その重大さを考慮に入れた効果的な、均衡のとれたかつ抑止効果のある制裁によって処罰されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 各締約国は、第 26 条の規定にしたがって責任を負うものとされる法人に対し、効果的な、均衡のとれたかつ抑止効果のある制裁が科されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。当該制裁には、刑罰としてのまたは刑罰以外の金銭的制裁を含むものとし、かつ、その他の措置、とくに次の措置を含むことができる。
 - a. 公的な給付金または補助金の受給資格を停止すること。
 - b. 商業的活動を行なう資格を一時的または恒久的に停止すること。
 - c. 司法的監督のもとに置くこと。
 - d. 裁判所による解散命令を発すること。
3. 各締約国は、次の目的のために必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 次のものの押収および没収について定めること。
 - この条約にしたがって定められた犯罪を行なうためまたはその便宜を図るために用いられる物品、文書その他の道具。
 - 当該犯罪から生じる収益または当該収益に相当する価額の財産。
 - b. この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪を行なうために用いられるいずれかの施設を、善意の第三者の権利を侵害することなく、一時的または恒久的に閉鎖できるようにすること、または、加害者に対し、犯罪が行なわれた過程で生じた子どもとの接触をとまなう職業上の活動もしくはボランティア活動を行なうことを一時的または恒久的に禁ずること。
4. 各締約国は、加害者に関して、親としての権利の喪失宣告または有罪判決を受けた者の監視もしくは監督のような他の措置をとることができる。
5. 各締約国は、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪の被害者を対象とする予防プログラムおよび援助プログラムの資金とするため、この条にしたがって没収された犯罪収益または財産を特別基金に配分することができる旨、定めることができる。

第 28 条—加重事由

各締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪に関わる制裁の決定において、次の事由を、当該事由がすでに犯罪の構成要件の一部となっている場合を除き、国内法の関連規定に一致する形で加重事由として考慮できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

- a. 当該犯罪が被害者の身体的または精神的健康を深刻に損なったこと。
- b. 当該犯罪に先行しまたは並行して拷問または重大な暴力行為が行なわれたこと。
- c. 当該犯罪がとくに脆弱な状況にある被害者に対して行なわれたこと。
- d. 当該犯罪が、家族構成員、子どもと同居している者または子どもに対する権威を濫用した者によって行なわれたこと。
- e. 当該犯罪がともに行動する複数の者によって行なわれたこと。
- f. 当該犯罪が犯罪組織の枠組みのなかで行なわれたこと。
- g. 加害者が過去に同じ性質の犯罪を理由として有罪判決を受けていること。

第 29 条—過去の有罪判決

各締約国は、制裁の決定において、この条約にしたがって定められた犯罪に関わって他の締約国が言い渡した終局判決を考慮できるようにするため、必要な立法上その他の措置をとる。

第7章—捜査、訴追および手続法

第30条—原則

1. 各締約国は、捜査および刑事手続が子どもの最善の利益にしたがってかつ子どもの権利を尊重しながら進められることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 各締約国は、被害者に対する保護的アプローチをとるものとし、捜査および刑事手続によって子どもが経験したトラウマの悪化が生じないこと、および、適当な場合には刑事司法上の対応の後に援助が提供されることを確保する。
3. 各締約国は、捜査および刑事手続が優先的に扱われ、かついかなる不当な遅延もなく進められることを確保する。
4. 各締約国は、人権および基本的自由の保護に関する条約第6条に一致する形で、この章に基づいて適用される措置により被告人の権利および公正かつ公平な裁判の要件が害されないことを確保する。
5. 各締約国は、国内法の基本的原則に一致する形で、次の目的のために必要な立法上その他の措置をとる。
 - 適当な場合には秘密活動も可能とすることにより、この条約にしたがって定められた犯罪の効果的捜査および訴追を確保すること。
 - とくに、情報通信技術を通じて転送されたまたは利用可能とされた写真および視聴覚記録のような児童ポルノ資料を分析することにより、捜査班または捜査機関が、第20条にしたがって定められた犯罪の被害者を特定できるようにすること。

第31条—一般的保護措置

1. 各締約国は、とくに次の対応をとることにより、捜査および刑事手続のあらゆる段階で被害者の権利および利益（証人としての特別なニーズも含む）を保護するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 被害者に対し、被害者の権利および被害者が利用可能なサービスに関する情報を提供するとともに、被害者が当該情報を受け取ることを希望しない場合を除き、被害者の申立てに対するフォローアップの状況、告訴の罪状、捜査または手続の一般的進展状況および当該捜査または手続における被害者の役割、ならびに、事件の結果に関する情報を提供すること。
 - b. 少なくとも被害者およびその家族が危険な状況に置かれる可能性がある事件において、当該被害者等が、必要なときは、訴追されまたは有罪判決を受けた者が一時的にまたは最終的に釈放される時期について情報を得られることを確保すること。
 - c. 被害者が、国内法の手続規則に一致する方法で、意見を聴かれ、証拠を提出し、かつ、その意見、ニーズおよび関心事が直接または仲介者を通じて表明および考慮されるための手段を選択できるようにすること。
 - d. 被害者に対し、その権利および利益が適正に提示および考慮されるようにするための適切な支援サービスを提供すること。
 - e. 被害者のプライバシー、素性および肖像を保護し、かつ、国内法にしたがって、被害者の素性の特定につながるいかなる情報も公に流布されないようにするための措置をとること。
 - f. 脅迫、報復および被害の再発からの、被害者の安全ならびにその家族および被害者側証人の安全を確保できるようにすること。
 - g. 裁判所および法執行機関の施設内で被害者および加害者が接触しないことを確保すること。ただし、権限ある公的機関が子どもの最善の利益にしたがって別段の決定を行なうときまたは捜査もしくは手続のために当該接触が必要とされる場合は、このかぎりでない。

2. 各締約国は、被害者が、権限ある公的機関と最初に接触したときから、関連に司法上および行政上の手続に関する情報にアクセスできることを確保する。
3. 各締約国は、被害者が刑事手続の当事者としての地位を得る可能性があるときは、当該被害者が、正当な理由があるときは無償で、法律扶助にアクセスできることを確保する。
4. 各締約国は、国内法によって被害者が刑事手続の当事者としての地位を得る可能性がある場合であって、親としての責任を有する者が、被害者との利益相反の結果、当該手続において子どもの代理人を務めることができないときは、司法機関が被害者の特別代理人を任命できるようにする。
5. 各締約国は、立法上その他の措置により、国内法で定められた条件にしたがって、グループ、財団、団体、政府機関または非政府組織が、この条約にしたがって定められた犯罪に関わる刑事手続の間、被害者を、当該被害者の同意を得て援助しかつ（または）支援できるようにする。
6. 各締約国は、この条の規定にしたがって被害者に与えられる情報が、当該被害者の年齢および成熟度に適合する方法で、かつ当該被害者が理解できる言語で提供されることを確保する。

第 32 条—手続の開始

各締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪の捜査または訴追について被害者による申告または告発が要件とされないこと、および、たとえ被害者がその陳述を撤回しても手続の継続が可能であることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 33 条—時効

各締約国は、第 18 条、第 19 条第 1 項 a および b ならびに第 21 条第 1 項 a および b にしたがって定められた犯罪に関わる手続開始の時効が、被害者が成年に達した後には有効に手続を開始することを可能にするのに十分な、かつ当該犯罪の重大さに相応する期間消滅しないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 34 条—捜査

1. 各締約国は、捜査を担当する者、部署または機関が子どもの性的搾取および性的虐待との闘いの分野を専門とすることまたは担当者がこの目的のために訓練を受けることを確保するため、必要と考えられる措置をとる。当該部署または機関は、十分な資源を有するものとする。
2. 各締約国は、被害者の実年齢が確定されないことを理由に刑事捜査の開始が妨げられないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 35 条—子どもの事情聴取

1. 各締約国は、次のことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 子どもの事情聴取が、事実が権限ある公的機関に報告された後、不当に遅延することなく行なわれること。
 - b. 必要なときは、子どもの事情聴取が、この目的のために設計されまたは改装された施設で行なわれること。
 - c. 子どもの事情聴取が、この目的のために訓練を受けた専門家によって行なわれること。
 - d. 可能でありかつ適当なときは、同一の者が子どものすべての事情聴取を行なうこと。
 - e. 事情聴取の回数が、可能なかぎり、かつ刑事手続の目的のために真に必要とされる限度に抑えられること。
 - f. 子どもの法定代理人または適当な場合には子どもが選択する成人の付き添いが認められること。ただし、理由のある決定により当該人物の付き添いが却下されたときはこのかぎりでない。

2. 各締約国は、国内法で定められた規則にしたがい、被害者のすべての事情聴取または適当なときは子どもである証人の事情聴取をビデオに録画することができること、および、ビデオに録画されたこれらの事情聴取が裁判手続において証拠として認められることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 被害者の年齢が確定されておらず、かつ被害者が子どもであると考えられる理由があるときは、被害者の年齢の確認を待たず、1および2で定められた措置が適用される。

第36条—刑事裁判手続

1. 各締約国は、子どもの権利ならびに子どもの性的搾取および性的虐待に関する訓練が、手続に関与するすべての者、とくに裁判官、検察官および弁護士のために利用可能とされることを確保するため、法曹の自律性に関する規則を正当に尊重しながら、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 各締約国は、国内法で定められた規則にしたがって次のことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 裁判官が、公衆の出席を認めずに審理を行なう旨、命令できること。
 - b. とくに適当な通信技術を用いることを通じ、法廷における被害者の聴聞を、被害者が出廷せずに行なえること。

第8章—データの記録および保管

第37条—有罪判決を受けた性犯罪者に関する国内データの記録および保存

1. この条約にしたがって定められた犯罪の防止および訴追を目的として、各締約国は、国内法で定められた個人データの保護に関する関連規定ならびに他の適切な規則および保障にしたがい、この条約にしたがって定められた犯罪について有罪判決を受けた者の素性および遺伝的プロファイル（DNA）に関わる情報を収集しおよび保存するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 各締約国は、署名時または批准書、受託書、承認書もしくは加入書の寄託時に、欧州評議会事務総長に対し、1の目的を担当する単一の国内公的機関の名称および住所を通告する。
3. 各締約国は、1の情報を、国内法および関連の国際文書に定められた条件に一致する形で、他の締約国の権限ある公的機関に転送できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第9章—国際協力

第38条—国際協力のための一般的原則および措置

1. 締約国は、この条約の規定にしたがって、かつ適用可能な関連の国際文書および地域文書、統一法または互惠法を基礎とする取決めならびに国内法の適用を通じて、次の目的のため、可能なかぎり最大限に相互協力を行なう。
 - a. 子どもの性的搾取および性的虐待の防止ならびにこれとの闘い。
 - b. 被害者の保護および被害者への援助の提供。
 - c. この条約にしたがって定められた犯罪に関わる捜査または手続。
2. 各締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪の被害者であって居住国以外の締約国の領域内で当該犯罪の被害を受けた者が、その居住国の権限ある機関に申告を行なえることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 条約がなければ刑事共助または犯罪人引渡しを行なうことはできない旨の条件を設け

ている締約国が、そのような条約を締結していない締約国から法律上の援助または犯罪人引渡しの要請を受けたときは、当該締約国は、この条約を、この条約にしたがって定められた犯罪に関わる刑事共助または犯罪人引渡しの根拠と見なすことができる。

4. 各締約国は、適当なときは、子どもの性的搾取および性的虐待の防止ならびにこれとの闘いを、第三国のために提供される開発援助プログラムに統合するよう努める。

第 10 章－監視機構

第 39 条－締約国委員会

1. 締約国委員会は、この条約の締約国の代表をもって構成する。
2. 締約国委員会は、欧州評議会事務総長がこれを招集する。その第 1 回会合は、条約を批准した第 10 番目の加盟国についてこの条約が発効した後、1 年以内に開催する。その後は、締約国の 3 分の 1 以上または事務総長の要請があるときはいつでも会合を行なう。
3. 締約国委員会は、独自の手続規則を採択する。

第 40 条－その他の代表

1. 欧州評議会議員会議、人権コミッショナー、欧州犯罪問題委員会（CDPC）および欧州評議会の他の関連の政府間委員会はそれぞれ、締約国委員会に出席する代表を任命する。
2. 閣僚委員会は、欧州評議会の他の機関に対し、締約国委員会との協議の上、当該委員会に出席する代表を任命するよう懇請することができる。
3. 市民社会およびとくに非政府組織の代表は、欧州評議会の関連規則によって定められた手続にしたがい、締約国委員会にオブザーバーとして出席することを認められることができる。
4. 1 から 3 の規定にしたがって任命された代表は、締約国委員会の会合に参加する際、投票権を有しない。

第 41 条－締約国委員会の職務

1. 締約国委員会は、この条約の実施を監視する。この条約の実施を評価するための手続は、締約国委員会の手続規則によって決定する。
2. 締約国委員会は、子どもの性的搾取および性的虐待を防止しかつこれと闘う諸国家の能力を向上させるため、諸国家間における情報、経験および望ましい実践の収集、分析および交換を促進する。
3. 締約国委員会はまた、適当なときは次のことも行なう。
 - a. この条約の効果的活用および実施を促進すること（いずれかの問題、および、この条約に基づいて行なわれたいづれかの宣言または留保の影響を明らかにすることも含む）。
 - b. この条約の適用に関わるいずれかの問題について意見を表明し、かつ、重要な法的、政策的または技術的発展に関する情報交換を促進すること。
4. 締約国委員会は、この条にしたがって職務を遂行するにあたり、欧州評議会事務局の援助を受ける。
5. 欧州犯罪問題委員会（CDPC）は、この条の 1、2 および 3 に掲げられた活動について定期的に情報の提供を受ける。

第 11 章－他の国際文書との関係

第 42 条—国際連合の子どもの権利に関する条約ならびに子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する同条約の選択議定書との関係

この条約は、国際連合の子どもの権利に関する条約ならびに子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する同条約の選択議定書の規定から生ずる権利および義務に影響を及ぼすものではない。この条約は、同条約および同議定書によって与えられる保護を増進させ、ならびに、そこに掲げられた基準を発展させかつ補完することを意図するものである。

第 43 条—その他の国際文書との関係

1. この条約は、この条約の締約国が現に締約国であるまたは締約国になるものとされる他の国際文書であって、この条約が規律する事柄についての規定を含んでおり、かつ性的搾取または性的虐待の被害を受けた子どもに対していっそうの保護および援助を確保するもの規定から生ずる権利および義務に影響を及ぼすものではない。
2. この条約の締約国は、この条約の規定を補足もしくは強化しまたはこの条約に掲げられた原則の適用を促進する目的で、この条約で扱われている事柄について相互に二国間または多国間協定を締結することができる。
3. 欧州連合の加盟国である締約国は、関係する特定の主題を規律しかつ特定の事案に適用可能な共同体もしくは欧州連合の規則が存在するときは、欧州連合加盟国間の相互関係において、共同体および欧州連合の規則を適用する。ただし、当該適用がこの条約の趣旨および目的を害せず、かつ他の締約国へのこの条約の全面的適用を妨げないことを条件とする。

第 12 章—条約改正

第 44 条—改正

1. 締約国がこの条約について行なうたいかなる改正の提案も、欧州評議会事務総長に送付され、事務総長により、欧州評議会加盟国、すべての署名国、すべての締約国、欧州共同体、第 45 条第 1 項の規定にしたがってこの条約への署名を懲慥されたすべての国および第 46 条第 1 項の規定にしたがってこの条約への加入を懲慥されたすべての国に送付される。
2. 締約国が提案したいかなる改正案も欧州犯罪問題委員会（CDPC）に通告され、同委員会は、閣僚委員会に対し、当該改正案についての意見を提出する。
3. 閣僚委員会は、当該改正案および CDPC から提出された意見を検討するものとし、加盟国以外のこの条約の締約国と協議した後、当該改正を採択することができる。
4. この条の 3 の規定にしたがって閣僚委員会が採択した改正文は、受託のため、締約国に送付される。
5. この条の 3 の規定にしたがって採択されたいかなる改正も、すべての締約国が改正の受託を事務総長に通告した日の後 1 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。

第 13 章—最終条項

第 45 条—署名および発効

1. この条約は、欧州評議会加盟国、制定に参加した非加盟国および欧州共同体による署名のために開放しておく。
2. この条約は、批准、加入または承認されなければならない。批准書、加入書または承認書は、欧州評議会事務総長に寄託する。
3. この条約は、少なくとも 3 か国の欧州評議会加盟国を含む 5 か国が、前項の規定にし

たがって条約に拘束されることへの同意を表明した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。

4. 1に掲げられたいずれかの国または欧州共同体が、その後、条約に拘束されることへの同意を表明したときは、条約は、当該国または欧州共同体について、その批准書、加入書または承認書が寄託された日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。

第46条—条約への加入

1. この条約の発効後、欧州評議会閣僚委員会は、この条約の締約国との協議を行ないかつその全会一致の同意を得た後、欧州評議会の非加盟国であって条約の制定に参加しなかったいかなる国に対しても、欧州評議会規程第20条dに定められた過半数による決定をもって、かつ閣僚評議会に出席する資格を有する締約国の代表の全会一致の投票をもって、この条約に加入するよう慫慂することができる。
2. 条約は、加入したいいかなる国についても、欧州評議会事務総長に加入書が寄託された日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。

第47条—領域的適用

1. いかなる国も、署名時または批准書、受託書、承認書もしくは加入書の寄託時に、この条約が適用される単一のまたは複数の領域を特定することができる。
2. いかなる国も、その後のいかなる時点においても、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、当該宣言で特定され、かつ国際的關係について自国が責任を負っているまたは自国が代わって保証を行なうことが認められている他のいかなる領域に対しても、この条約の適用範囲を拡大することができる。当該領域については、条約は、事務総長が当該宣言を受領した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。
3. 1および2の規定に基づいて行なわれたいかなる宣言も、当該宣言で特定されたいかなる領域についても、事務総長に宛てた通告によって撤回することができる。撤回は、事務総長が当該通告を受領した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。

第48条—留保

この条約のいかなる規定についても、留保を行なうことはできない。ただし、留保の例外が明示的に定められているときはこのかぎりでない。いかなる留保も、いずれの時点においても撤回することができる。

第49条—廃棄

1. いかなる締約国も、欧州評議会事務総長に宛てた通告を行なうことによって、いつでもこの条約を廃棄することができる。
2. 当該廃棄は、事務総長が通告を受領した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。

第50条—通告

欧州評議会事務総長は、欧州評議会加盟国、すべての署名国、すべての締約国、欧州共同体、第45条の規定にしたがってこの条約への署名を慫慂されたすべての国および第46条の規定にしたがってこの条約への加入を慫慂されたすべての国に対し、次の事項を通告する。

- a. すべての署名。
- b. すべての批准書、受託書、承認書または加入書の寄託。
- c. 第45条および第46条にしたがってこの条約が効力を生ずるすべての日付。
- d. 第44条にしたがって採択されたすべての改正および当該改正が効力を生ずる日付。
- e. 第48条に基づいて行なわれたすべての留保。
- f. 第49条の規定にしたがって行なわれたすべての廃棄。

g. この条約に関わる他のいずれかの行為、通告または連絡。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

本日 2007 年 10 月 25 日、英語およびフランス語により、両者をひとしく正文として、1つの文書としてランサローテにて採択。当該文書は、欧州評議会公文書保管所に寄託される。欧州評議会事務総長は、欧州評議会の各加盟国、この条約の制定に参加した非加盟国、欧州共同体およびこの条約への加入を慫慂されたすべての国に対し、認証謄本を送付する。